

一般社団法人 東日本プラスチック製品工業協会  
東京都中央区築地3-12-5 築地小山ビル TEL 03(3541)4321  
URL:<http://www.ejp.or.jp> FAX 03(3541)4324  
発行人 高橋 廣

# 東日本 APMニュース

第472号 2013. 4 / 5

## 目次

- |                         |                                |
|-------------------------|--------------------------------|
| 平成25年度 中小企業税制改正のポイント… 1 | ホットメルト接着剤とホットメルトモールディング(四季)… 5 |
| 第45回 通常総会のご案内…………… 4    | 事務局レポート 理事会議事録…………… 6          |

## 平成25年度 中小企業税制改正のポイント

— 経済産業省、中小企業庁の資料より抜粋しました —

### 1. 事業承継税制の拡充

**拡充**

中小企業経営者の平均年齢が約60歳となっており、事業承継の円滑化が喫緊の課題。

事業承継税制の適用条件見直しや手続簡素化で制度の使い勝手の大幅な改善を図るもの。

**現行制度概要** 平成21年度税制改正において創設】

- 後継者（先代経営者の親族に限る）が相続・贈与により非上場株式を取得した場合に、その80%分（贈与は100%）の納税を猶予。
- 相続・贈与後5年間は以下の条件を満たさないと納税猶予は打ち切り。
  - ・雇用の8割以上を毎年維持
  - ・後継者が、会社の代表者を継続
  - ・先代経営者が役員（有給）を退任等
- 5年後以降も株式を保有し事業を継続すれば、後継者死亡（又は会社倒産）時点で納税免除。

**改正概要** ※平成27年度1月より施行（相続税改正と併せて施行）

- (1) 親族外承継の対象化～親族に限らず適任者を後継者に  
後継者は先代経営者の親族に限定→親族外承継を対象化
- (2) 雇用8割維持要件の緩和～毎年の景気変動に配慮  
雇用の8割以上を「5年間毎年」維持→雇用の8割以上を「5年間平均」で評価
- (3) 納税猶予打切りリスクの緩和～利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮  
要件を満たせず納税猶予打切りの際は、  
納税猶予額に加え利子税の支払が必要 → 利子税率の引下げ（現行2.1%→0.9%）  
承継5年超で、5年間の利子税を免除

相続・贈与から5年後以降は後継者の  
死亡又は会社倒産により納税免除

民事再生、会社更生、中小企業再生支援  
協議会での事業再生の際には納税猶予

を再計算し、一部免除

(4) 役員退任要件の緩和～先代経営者の信用力を活用

先代経営者は贈与時に役員を退任 → 贈与時の役員退任要件を代表者退任  
要件に（有給役員として残留可）

(5) 事前確認制度の廃止～手続の簡素化

制度利用の前に経済産業大臣の「認定」 → 事前確認制度を廃止  
に加え「事前確認」を受けておく必要

(6) 債務控除方式の変更～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

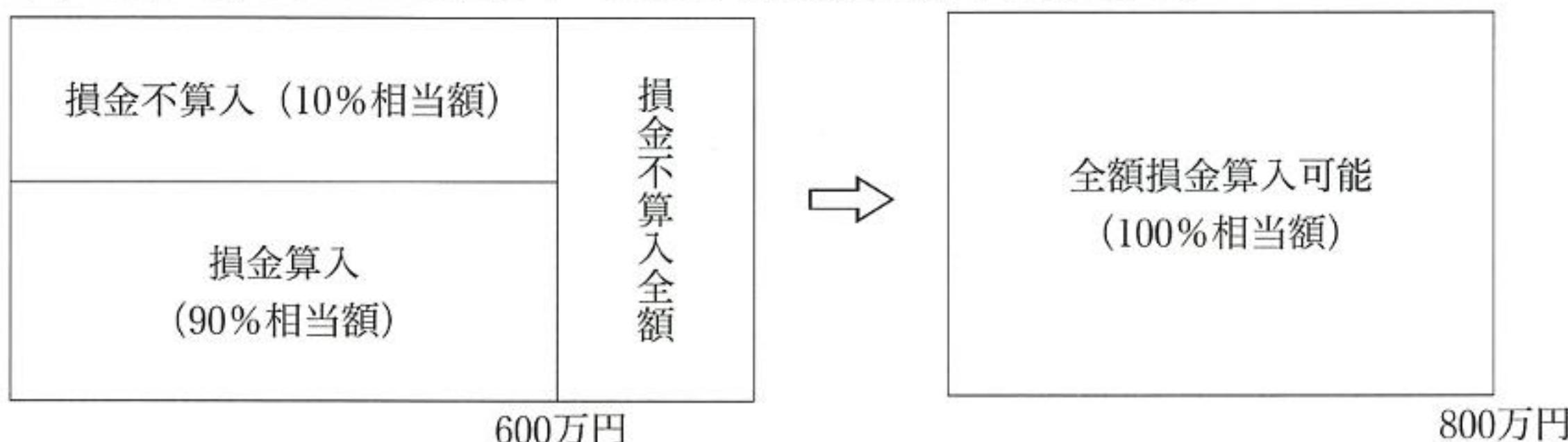
猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため猶予税額が少なく算出 → 先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除

2. 中小法人の交際費課税の特例の拡充（法人税、法人住民税、事業税）拡充

- 中小企業の交際費の支出による販売促進活動の強化等を図り、景気回復を後押しするため、中小企業(資本金1億円以下の法人)が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。

**改正概要** 【適用期間】1年間（平成25年度末まで）

- 中小企業が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。



3. 中小企業投資促進税制継続

- 中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、①税額控除（7%）または②特別償却（30%）の選択適用を認める措置。
- 中小企業の品質向上等に資する設備投資を促進するため、試験機器等を追加する等の見直しを行う。

**改正概要** 【適用期間】1年間（平成25年度末まで）

対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともにデジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期間を1年延長する。

対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)
機械・装置	すべて（1台160万円以上）
器具・備品	電子計算機（複数台計120万円以上） デジタル複合機（1台120万円以上） 試験又は測定器（1台30万円以上、複数台120万円以上）
ソフトウェア	複数機計70万円以上
貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)

## 4. 中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

継続

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。

**継続概要** 【適用期間】1年間（平成25年度末まで）

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年間延長する。



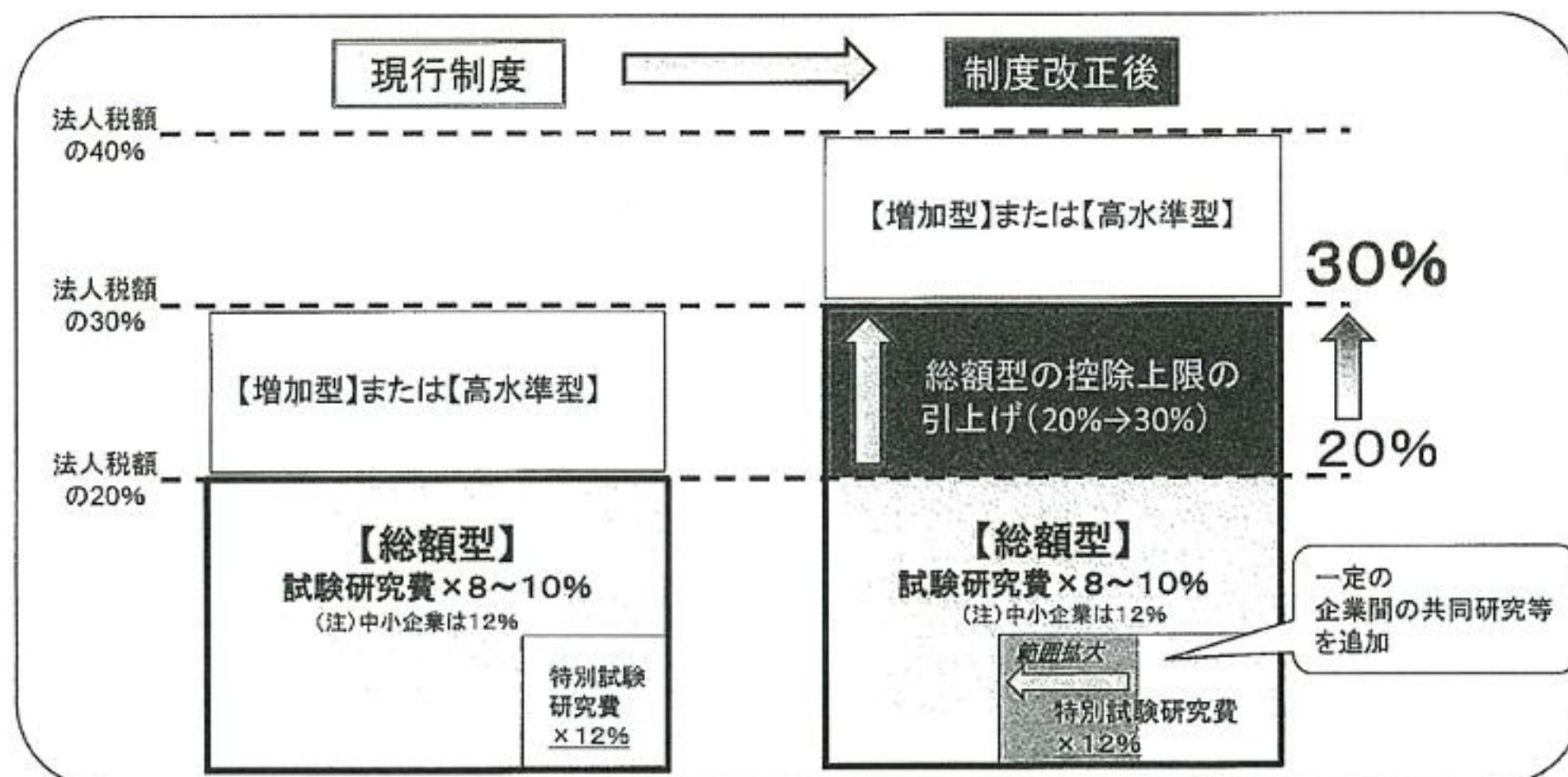
## 5. 研究開発税制の拡充

拡充

- 我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資（約12兆円）の促進により、我が国成長力・国際競争力を強化する。

**改正概要**

- 総額型の控除上限の引上げ（法人税額20%→30%）【適用期間】2年間（平成26年度末）
- 特別試験研究費（控除率12%の範囲に、一定の企業間の共同研究等を追加）



## 6. 生産等設備投資促進税制の創設

新設

- 国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得した機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除を認めるもの。

**改正概要** 【適用期間】2年間（平成26年度末まで）

- 以下の①及び②の要件を満たした場合、新たに国内において取得した機械・装置について30%の特別償却又は3%の税額控除を（法人税額の20%を限度に）認める。

①国内における生産等設備への年間総投資額が適用事業年度の減価償却費を超えている事

②国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較し10%超増加している事

## 7. グリーン投資減税（環境関連投資促進税制）の対象設備の拡充等 拡充・新設

- 再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネの最大限の推進に向けて以下を講ずる。

①太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限を延長するとともに、その対象設備の範囲に、コージェネレーション設備を追加する。適用期間：2年間（平成26年度末まで）

②中小水力発電設備、下水熱利用設備、定置用蓄電池、省エネ設備（LED照明、高効率空調等）等を30%特別償却（中小企業は7%税額控除）の対象に追加する。適用期間：平成27年度まで

- コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。適用期間：2年間（平成26年度末まで）

## 8. 所得拡大促進税制の創設等 新設

- 個人の所得水準を底上げする観点から、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額について、10%の税額控除を認める。

**改正概要** 【適用期間：3年間（平成27年度末まで）】

- 以下の①、②及び③の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除（法人税額10%（中小企業等は20%）を限度）を認める。

①給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること

②給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと

③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

- また、雇用促進税制に係る税額控除額を現行の増加雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げるなどの措置を行う。

## 9. 印紙税の見直し

- 税制抜本改革法を踏まえ、受取書にかかる印紙税の負担を軽減する。

**改正概要** 平成26年4月以降に作成される受取書について適用

- 受取書について、非課税枠を拡大する。

売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書：3万円未満→5万円未満へ拡大

※ 約束手形又は為替手形：10万円未満（従来どおり）

## 当工業協会 第45回 通常総会開催のご案内

日 時 平成25年5月23日（木）

●通常総会 16時00分～17時00分

議題1,2 平成24年度 事業、決算報告

議題3,4 平成25年度 事業計画、予算案

議題5 監事追加の件

●懇親会 17時00分～18時30分

会 場 上野精養軒 3階「桜の間」

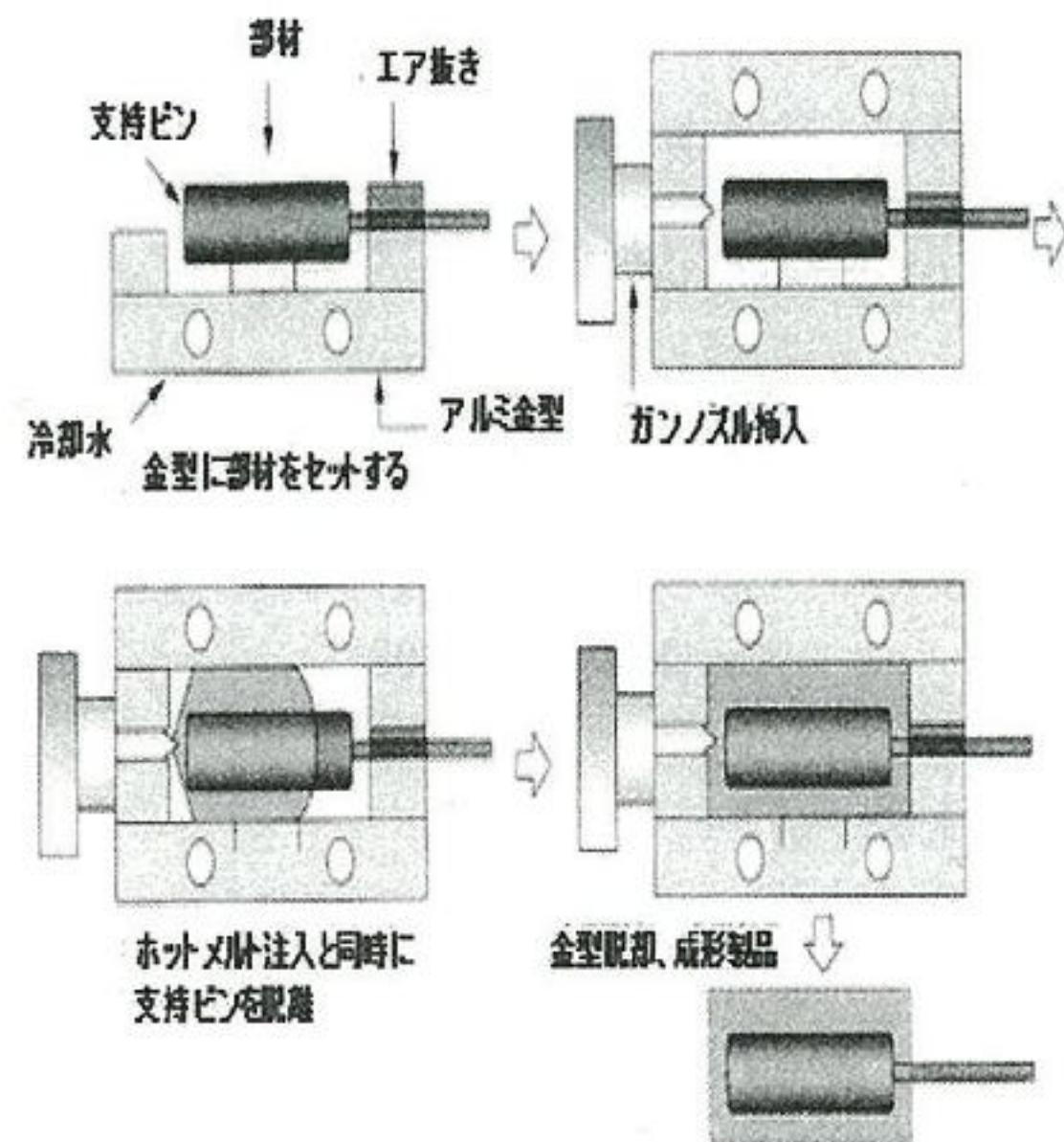
東京都台東区上野公園4-58 電話03-3821-2181

## ホットメルト接着剤と ホットメルトモールディング（四季）

ホットメルト（HM）接着剤は名前のとおり、加熱・溶融して被着材に塗布・圧着したのち冷やすと固まる接着剤である。熱可塑性樹脂を主原料とする接着剤であり、これをHMアプリケーターという専用装置で溶融して被着面に塗布する。HM接着剤ではエチレン／酢酸ビニル共重合体（EVA系）がよく知られており、主として製本、製袋、製函などの紙工関連に用いられている。EVA系以外にはポリアミド系、ポリエステル系、ポリオレフィン系などがあり、被着材によって使い分けされている。

HM接着剤の利点は、①溶剤を使用しないので環境安全対策になる、②取扱いが簡単である、③短時間で接着できる、などである。反面、熱可塑性樹脂をベースにしているため高温では接着力が低下するので耐熱性がよくないという弱点がある。この点を解決する方法として反応性HM接着剤がある。これは接着剤を塗布するときは溶けて流れるが、接着後、時間経過とともに化学反応が進み再び加熱しても溶融しないようにして耐熱性を付与している。具体的にはポリウレタン系で、分子の端についているイソシアネート基と呼ばれるところに空気中の水分が反応して橋かけ構造になることで耐熱性が得られる。

このように、いろいろなHM接着剤があるが、最近ではホットメルトモールディング（HMM）工法が自動車、電機・電子、通信などの部品の加工に応用されている。同工法に用いるHM接着剤には、主にポリアミド系やポリエステル系が使用されている。従来はエポキシ樹脂、シリコーン樹脂などの熱硬化性樹脂を用いて注型成形していた部品をHMM工法に置き換えることで、部品点数や生産工数の削減、加工時間の短縮などが可能となる。本工法の概要を図に示す。



出所：立山秀男、プラスチクスエージ、p.88～92、Oct.2007)

同装置を用いて、次の手順で加工する。①HM接着剤をアプリケーターの溶融タンクに投入し、適正温度（ポリアミド系：200～220℃）にて溶融する、②型に部材をセットする、③HMアプリケーターのガノズルから溶融したHMを型内に射出する、④自然に冷却する、⑤型から取り出す。

ポリアミド系のHMM工法を例にすると、次の特長がある。①無溶剤であるので、環境負荷の低減につながる、②HM接着剤は難燃性である（UL94 V0若しくはV2）、③一液性であるので作業性、生産性などが向上する、④被着材への接着性が高く、また防水性能も優れる、⑤低温、低圧で成形できるので金型はアルミ型を使用できる、⑥多品種少量生産できる、⑦電機部品などをオーバモールドできるのでケースを不要にして部品点数を削減できる。

このような特長を活かして基板類、コンデンサー、コネクタ、LED素子などの封止成形や基板類をオーバモールドすることで、部材の保護、防水・防湿性の付与、複数部材の一体化などが可能となる。

（案山子）

## 事務局レポート

### ■第327回 理事会議事録

1. 日 時 平成25年3月13日（水）  
15時00分～16時10分

2. 場 所 東日本プラスチック工業厚生年金  
基金会館 会議室  
東京都台東区柳橋2-21-8  
TEL 03-3862-4308

#### 3. 出席者

大野 泰昭	大井 英一	大塚 一郎
佐藤 昭	齋藤 森作	鈴木 幸雄
竹下 富男	安達 七郎	川野 幸博
嶋田 修二	内藤 隆夫	山下慎一郎
白石 恵一	平塚 隆文	曾我部 上
大川 哲郎	長島 勝敏	滝口 裕
福田 晴通	飯高 一郎	肥後 武重
腰越 稔	小松 幹也	小林 輝男
井口 孝司	池添 亮	高橋 廣

以上出席27名、委任4名

計31名（理事総数32名）

古澤 政弘

（以上監事1名）

#### 4. 会長挨拶

本日は決算月の忙しい中をお集まり戴き、御礼申し上げます。旧暦の三月を「弥生」と言います。「花見月」「桜月」とも言い、草木が生い茂る月の意味を持つそうです。

景気の方、総括判断が「一部に下げ止まりの兆しもみられる」から「一部に弱さが残るもののはげ止まっている」に代わりました。総括判断が三か月連続で上げられるのは2年振りのこと。消費者心理も改善しつつありデフレが脱却する途上にあるとのことです。

先日読んだ時間節約が消費を動かすという記事の話です。今の消費者を動かすキーワードとして重要なのは「価格」と「時間」だそうです。成長企業のユニクロは、パンツの直し時間が一時間以内で行い、「JINS」の低価格眼鏡チー



（第327回理事会風景）

ンはメガネ調整が45分だそうです。スーパーは店舗へ通う時間をカットして、ネットスーパーに力を注いでいる。1990年代の買い物時間は1時間半であったのに対し、近年は半分の45分だそうです。百貨店は接客販売というビジネスモデルのため時間節約は難しいので情報発信スペースを設置して顧客の滞在時間を増やす努力をしているそうです。企業は、価格とともに消費者の時間節約へ貢献することを求められています。

二つ目の話は「育ち始めた革新の芽」という題で新聞に搭載されました。一つのカギは、旧来の常識を破る広い意味でのイノベーション（革新）のことです。例えば、ロイヤルホストを例にとると、従来は新規出店に力を注ぐのが一般的でしたが、新規出店をやめて投資のほぼ全額を内装などの既存店の魅力アップに充て、価格競争からの離脱を目的としたもので、高級メニューを維持したままデフレに飽きた顧客を呼び戻したそうです。

また、カシオ計算機は各事業部門の責任者を一か所に集めてチームを発足、自由な視点で新製品のアイデアを練る仕組みを作り、ユニークな「リスト端末」は最新技術を駆使し「腕には時計」という長年の常識に挑んでいるのだそうです。

今期、日本の全産業の売上高営業利益率は5%で、アメリカ企業のそれは10%を超えており、残念ながら、日本企業は非常に見劣りしています。

最初に申し上げましたが我々も旧来の常識を破り、なお一層革新を繰り返し行い、安倍首相ではないが強い企業体質を作りたいと思います。

本日も審議していただく議題が多数ございまのでスムースな進行を理事の皆様にお願いしまして挨拶にかえさせて戴きます。

## 5. 議事録署名人

議長は、定款第31条2項により、腰越 稔理事、白石恵一理事を議事録署名人に指名し、了承された。

## 6. 議 事

### 議題1. 経過報告

#### (1) 役員会等の開催

1月17日 第326回理事会 上野精養軒

1月17日 第2回50周年記念事業委員会  
上野精養軒

#### (2) 部会・委員会の開催

##### ① 技能検定運営委員会

1月22～30日 ブロー検定実技試験

1月31日 製品採点 以上 (株)タカラ

##### ② 能力開発推進委員会

3月2,3日 2級実技講習会 板橋校

3月9～10日 1級実技講習会 板橋校

##### ③ 技能士委員会

2月8,9日 工場見学会  
サトーゴーセー(鶴岡)

2月23日 講演会 板橋校

##### ④ 青年経営研究会 (JPO)

2月15日 役員会・新年会 南国酒家

3月7日 役員会 東日本協会

#### (3) 支部会等の開催

1月23日 江東支部会 ソラマチ

2月26日 埼玉支部・振興会合同新年会  
うらわ市民会館

#### (4) 全日本プラ連合会

1月30日 賀詞交歓会・理事会  
八重洲富士屋H

### 議題2. 会員の入会・退会承認の件

#### (1) 入会の部

正会員 1社

① 会社名 (株)金子製作所  
所在地 東京都荒川区東日暮里1-37-8  
賛助会員 2社

① 会社名 (株)三井化学分析センター  
所在地 東京都中央区八重洲1-8-17  
新横浜ビル5F

② 会社名 (株)猩々テクノ  
所在地 東京都足立区江北6-7-7

#### (2) 退会の部

正会員 2社

① 会社名 (株)東静容器 都心支部

② 会社名 (株)理友工業所 品川支部  
賛助会員 2社

① 会社名 (株)新出光

② 会社名 (株)日本テクノ

### 議題3. 第45回通常総会開催の件

開催日 平成25年5月23日(木)16時～17時、  
懇親会 17時～

会場 上野精養軒 3階「桜の間」

議題 ①平成24年度 事業報告、決算の件

②平成25年度 事業計画、予算の件

③ 他

・平成25年2月試算表(前年同期比)

・支部還付金918千円(総会終了後、25/6頃予定)

・平成25年度 事業計画

### 【その他報告事項】

- 1) 創立50周年記念事業
- 2) 一般社団法人移行後の監事の役割について
- 3) セーフティネット保証の業種指定延長  
(25/4～25/9)
- 4) 国の24年度補正予算による助成金制度及び  
25年度税制改正
- 5) 連合会行事
- 6) 東日本プラスチック製品工業協同組合  
第10回通常総会→第328回理事会(4月17日  
(水))終了後、開催予定
- 7) 平成25年度通信講座受講生の派遣お願い

以上をもって、第327回理事会における審議を終了し、議長は16時10分、理事会の閉会を宣した。